

橘之光有長屋爾、吾率宿之、宇奈爲放爾、髮舉都良武香、

〔松屋筆記 六十七〕髮の貌

万十六八丁に、三名之綿、蚊黒爲髮尾、信櫛持於是、蚊寸垂、取束舉而裳纏見、解亂童兒丹成見とよめるは、廻りの髪を搔垂、中の毛を卷揚て、項集放にし、又解亂りて、童髪に成て見るなり、同卷六丁に、橘寺之長屋爾、吾率宿之、童女波奈理波、髮上都良武可、此は橘寺の長屋にて、吾抱寐し童女放は、今は年比經れば、髮上て人に嫁けん歟と也、童女は例の亂端にて、髮の項よりみだれ下りたるをいふ、ハナリは放にて、其放れか、れる貌也、ウナキバナリとは別なり、ウナキは項集にて、項のあたりにて毛を集め結て、廻りを搔垂れ、放にするをウナキバナリといへり、右の歌を、椎野連長年が決たるに、橘之光有長屋爾、吾率宿之、宇奈爲放爾、髮舉都良武香、此意は、橘の光長屋にて、吾抱寐し童は、今は十三四のほどなれば、童放に髮結けん歟と也、橘の光有は、アカルとも訓べく、其實の赤色に光れるを、アカル橘とよみて、女子の紅顔にもたとふれば、下に紅顔の貌を含めたるにても有べし、

〔萬葉集 雜七 歌〕羈旅作

未通女等之放髮乎、木綿山雲莫蒙、家當將見

〔萬葉集 十 歌〕相聞

多知婆奈乃古婆乃波奈里、我於毛布奈牟、已許呂宇都久志、伊氏安禮波伊可奈

〔大和物語 上〕伊勢のかみもろみちのむすめを、忠あきらの中將の君にあはせたりける時に、そこなりけるうなひをば、右京のかみよびいで、かたらひて、あしたによみてをこせたりける、をくつゆのほどをもまたぬあさがほは見すぞ中々あるべかりける

〔拾遺和歌集 二〕さだ文が家の歌合に

みつね